

## 法令取扱分類別排出量に関する調査の進捗状況と今後の方針(案)

## 1. 調査の進捗状況

## (1) 調査対象業界団体の選定方法及び結果

以下の手順に従って、調査対象となる業界団体を選定した結果を別添1に示す。

- ・ 発生源品目ごとに需要分野とありうる法令取扱分類を対応付け(表1参照)
- ・ 発生源品目別に需要分野と業界団体の対応付け(表2参照)
- ・ 複数の法令取扱分類に対応付けが行われた需要分野と対応する業界団体を抽出
- ・ 当該区分のVOC排出量が著しく少ない場合には除外

表1 発生源品目ごとの需要分野とありうる法令取扱分類を対応付け(抜粋)

発生源品目	需要分野	該当する法令取扱分類			
		①規制施設	②すそ切り以下施設	③対象外施設	④屋外等
101	化学品	○	○	○	
201	燃料(蒸発ガス)_給油所以外	○	○	○	
311	塗料	○	○	○	
	建築資材	○	○	○	
	自動車補修				○
	電気機械	○	○	○	
	機械	○	○	○	○
...	...	..			
...	...	...			

表2 発生源品目別の需要分野と業界団体の対応付けの例

発生源品目	需要分野	対応する業界団体	主な製品	
101	化学品	(社)日本化学工業協会		
201	燃料(蒸発ガス)_ 給油所以外	(社)日本芳香族工業会		
		石油連盟		
		天然ガス鉱業会		
311	塗料	建築資材	(社)日本建材産業協会 日本建材・住宅設備産業協会	サッシ、窯業外装材
		船舶	(社)日本造船工業会	
	自動車新車	(社)日本自動車工業会		
		(社)日本自動車車体工業会		
		(社)日本自動車部品工業会		
	自動車補修	日本自動車車体整備共同組合連合会		
...	...	...	...	
...	...	...	...	

## (2) 業界団体との調整

別添 2 に示した調査の趣旨書等を提示して、個別の業界団体と調整を実施する。別添 1 に示した一部の業界団体と調整を行った結果を表 3 に示す。

表 3 業界団体からの法令取扱分類別排出量調査に係る調整結果と対応

業界団体	調整結果	対応
(社)日本自動車工業会	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在排出量調査の目的が不明である。</li> <li>潜在排出量の定義が必要である。</li> <li>調査の目的と最終成果物のイメージが理解しにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>潜在排出量の把握により、VOC 排出量の増減要因が単なる生産量の減少等ではないことを把握したいとご説明。</li> <li>図を示して定義をご説明。</li> <li>以下の目的をご説明。</li> </ul> <p>→ 自主的取組の進捗状況を把握 → 対策の遅れている分野の支援の基礎資料として使用</p> <p>自工会においてデータを集約していただくこととなった。</p>
(社)日本印刷産業連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令取扱分類別の排出量は連合会では把握していない。</li> <li>潜在排出量やすそ切り以下の施設は生産量等に直結するデータのため回答が少ないかもしれない。</li> <li>環境省からの請負調査の一環として実施していることを明示することで回答率が上がる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所別の調査を実施する。</li> <li>調査の目的を詳細に説明する。</li> <li>依頼文書に環境省からの請負調査の一環であること明記する。</li> </ul> <p>日印産連傘下の印刷工業会会員に対してアンケートを実施することとなった(調査内容を調整中)。</p>
(社)日本建材・住宅設備産業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会は 5 団体の自主行動計画を集約しており、個々の事業所における VOC 取扱についての詳細は把握していない。</li> </ul>	<p>5 団体から数団体を抽出し、ヒアリング(再調整)を実施する予定。</p>
(社)日本産業車両協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会は VOC に対する取組を実施しておらず、個々の事業所における VOC 取扱についての詳細は把握していない。</li> <li>事業所に直接調査票を配布するのは特に差し支えはない。</li> </ul>	<p>会員名簿等から事業所に対して直接調査票を発送する予定。</p>

## (3) アンケートの送付

### ア) 調査の概要

基本的には業界団体からの実施が望ましいが、上記の「業界団体との調整」により、業界団体にて取りまとめをしないこととなった場合に、当方から直接事業所へ調査票を発送する。調査の項目は表 4 のとおりであり、調査票は別添 3(ただし、業界団体ごとに修正を行う)に示した。

表 4 アンケート調査の項目

分類	項目	対応する設問	備考
事業所の状況	VOC 取扱の有無	設問①	取扱がない場合には調査は終了
	主な製造品及び製造工程	設問②	任意回答
	常用雇用者数	設問③	
施設ごとの状況	施設番号	設問④	
	排出施設の規模	設問⑤	
	排出施設の詳細	設問⑥	
	施設の使用状況	設問⑦	
	施設の排出抑制対策の状況	設問⑧	
その他	特記事項など	設問⑨	
	調査結果の送付の希望	設問⑩	

## 2. 結果の整理方法

上記の調査によって得られたデータに基づいて表 5 に示すとおり整理する。

表 5 VOC 排出インベントリにおける法令取扱分類別 VOC 排出量(成果のイメージ)

発生源品目		VOC 実排出量(t/年)				
		屋内			④屋外等	合計
		対象施設		③対象外施設		
		①規制施設	②すそ切り以下施設			
311	塗料					
313	接着剤					
	...					
	...					
331	工業用洗浄剤					
	...					
合計						

## 3. 今後の方針

### (1) 調査結果の集約方法

#### ア) 業界団体からの回答

業界団体において結果を集約して頂いた場合には、表 5 の区分に直接当てはめることが可能である。

#### イ) 事業所からの回答

回答事業所が所属する業界団体と対応する発生源品目及び需要分野について、事業所の回答から排出量を分配する。各法令取扱分類における VOC 排出量の多寡は以下の項目から決定する。

- ・ 施設の規模(排风量等)
- ・ 年間稼働時間
- ・ 処理装置の有無
- ・ 低 VOC 製品の使用の有無(低 VOC 製品の使用による濃度の低下)

## (2) 調査結果の活用方法

各分野で法令取扱分類別排出量を把握することにより、対策が順調に進んでいる分野(法令取扱分類)を確認するとともに、対策が遅れている分野への情報提供等の支援を行う。

(別添 1 発生源品目と調査対象業界団体の対応関係)

業界団体名	101	201	311							312	313				314	315	322	323	324	325	331	333	
	化学品	燃料(蒸発ガス)	塗料							印刷インキ	接着剤				粘着剤・剥離剤	ラミネート用接着剤	ゴム溶剤	コンパネンク溶剤	コーティング溶剤	合成皮革溶剤	工業用洗浄剤	塗膜剥離剤 (リムーバー)	
			建築資材	船舶	自動車新車	自動車補修	電気機械	機械	金属製品		木工製品	合板・二次合板	木工	建築工場									自動車
(社)日本化学工業協会	○																						
石油連盟		○																					
天然ガス鉱業会		○																					
(社)日本芳香族工業会		○																					
(社)日本建材・住宅設備産業協会			○												○								○
(社)日本造船工業会				○																			○
(社)日本自動車工業会					○											○							○
(社)日本自動車車体工業会					○											○							○
(社)日本自動車部品工業会					○											○							○
日本自動車車体整備協同組合連合会						○																	○
(社)日本電機工業会(電気・電子4団体)							○	○															○
(社)定期航空協会								○															○
(財)鉄道総合技術研究所								○															○
(社)日本建設機械工業会								○															○
(社)日本産業車両協会								○															○
(社)日本農業機械工業会								○															○
ドラム缶工業会									○														○
(社)日本オフィス家具協会									○														○
(社)日本鉄鋼連盟									○													○	○
(社)日本電線工業会									○														○
日本合板工業組合連合会										○		○											○
(社)全国家具工業連合会										○		○	○										○
全国建具組合連合会										○		○	○										○
(社)日本印刷産業連合会											○												
日本粘着テープ工業会																○	○						
日本製紙連合会																○							
日本ポリエチレン製品工業連合会 (日本ポリエチレンラミネート製品工業会)																○			○				
(社)日本ゴム工業会																	○						
(社)日本染色協会																		○					
日本プラスチック工業連盟																				○			
全国鍍金工業組合連合会																						○	

(別添 2 業界団体に対する趣旨説明書)

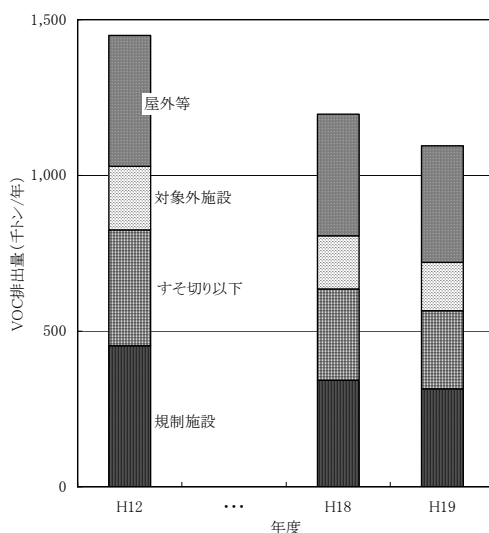
法令取扱分類別揮発性有機化合物(VOC)排出量調査について  
(調査の趣旨等)

4. 調査の背景と目的

大気汚染防止法においては、規制と自主的取組を適切に組み合わせて揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策を実施することとなっているため、環境省では、法令取扱分類別排出量を把握し(図 1 をご参照ください)、規制、自主的取組の進捗状況を把握し適切な普及・支援策等を講じる必要があります。法令取扱分類とは表 6 のとおり、「①規制施設」、「②すそ切り以下施設」、「③対象外施設」、「④屋外等」の 4 区分です。

また、VOC の取扱方法は多岐に亘っており、公平性を担保しつつ排出抑制を進めるためには、法令取扱分類別排出量は発生源品目<sup>1</sup>や需要分野ごとに把握する必要があります。

そこで、本調査では発生源品目別・需要分野別法令取扱分類別排出量を把握することを主な目的としております。



注:本図はイメージであり、実際の排出量の推計結果を示したものではありません。

図 1 法令取扱分類別排出量の推移のイメージ

表 6 法令取扱分類の内容

法令取扱分類	該当する VOC 排出施設等		
	排出場所	施設種類	施設規模
① 規制施設	屋内	規制対象の施設種類	規制対象規模
② すそ切り以下施設			すそ切り以下
③ 対象外施設		種類として規制対象外の施設	—
④ 屋外等	屋内	施設なし(開放状態での取扱)	—
	屋外	—	—

<sup>1</sup> 発生源品目とは、揮発性有機化合物(VOC)そのもの、または VOC を含む製品であり、その取扱い(製造、貯蔵・出荷、使用)により、VOC を排出させる品目を示します。具体的には、塗料、印刷インキ、工業用洗浄剤などです。

## 5. 調査の概要

### (1) 本調査の最終的な成果のイメージ

本調査の最終的な成果のイメージは平成 12 年度及び平成 18 年度における表 7 に示す発生源品目別・法令取扱分類別排出量です。この VOC 排出量の把握に利用可能と考えられるのが、業界団体等で実施されている自主的取組(自主行動計画を含む)であり、表 8 のように集約されています。これらのデータを対応させるために発生源品目(需要分野)と業界団体の対応関係を整理しました(表 9 にイメージ)。本調査では、表 9 の対応関係と業界団体(もしくは事業所)から得られた情報(表 11、表 12)に基づいて、表 7 の法令取扱分類別排出量を作成します。

表 7 VOC 排出インベントリにおける法令取扱分類別 VOC 排出量(成果のイメージ)

発生源品目		VOC 実排出量(t/年)				合計
		屋内			④屋外等	
		対象施設		③対象外施設		
①規制施設	②すそ切り以下施設					
311	塗料					
313	接着剤					
	...					
	...					
331	工業用洗浄剤					
	...					
合計						

表 8 業界団体の自主的取組における VOC 排出量の集約方法

業界団体	VOC 排出量(t/年)				
	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	...	平成 22 年度
〇〇工業会					
△△協会					
××連合会					
...					
...					
...					
合計					

表 9 発生源品目(需要分野)と業界団体との対応関係のイメージ

発生源品目	需要分野	業界団体 (自主行動計画を報告したところ)
塗料	建物	
	建築資材	〇〇協会
	...	
接着剤	合板	××工業会
	木工	△△協議会
	...	
...	...	
工業用洗剤	電気部品	□□組合(a)
		アウトサイダー(b)
	...	
...	...	

注1: 複数の発生源(需要分野)に対応する業界団体が存在する可能性に留意

注2: 対応する発生源(需要分野)に対する捕捉率が100%とは限らない点に留意

注3: 業界団体の捕捉率(=a/(a+b))は原則として発生源品目別・需要分野別に設定

## (2) 調査内容

### ア) 潜在排出量<sup>2</sup>・実排出量調査

#### (a) 調査項目

調査項目は表 10 のとおりです。法令取扱分類別潜在排出量及び実排出量の他に、当該事業所の概要についての調査項目を設けることにより、回答を検証できるようにしています。調査票(案)は別添のとおりです。事業所に対して調査票を送付する場合には、記入要領等を添付します。

<sup>2</sup> 潜在排出量は排ガス燃焼装置などの排出抑制対策を講じていない場合の排出量を示す。



表 10 事業所に対する法令取扱分類別実排出量調査の調査項目

調査項目	備考
事業所の概要 (事業所に対して当センターから直接調査を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ VOC 取扱いの有無</li> <li>・ 主な製造品</li> <li>・ 従業員数</li> <li>・ 発生源品目別の施設数</li> </ul>
法令取扱分類別排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発生源品目別・法令取扱分類別 VOC 潜在排出量</li> <li>・ 発生源品目別・法令取扱分類別 VOC 実排出量</li> </ul>

注: 潜在排出量は排ガス燃焼装置などの排出抑制対策を講じていない場合の排出量を示します。

## (b) 実施方法

調査の実施方法は以下の 3 通りが考えられます。

- ・ 業界団体にて取りまとめ(事業所への調査を実施せずに自主行動計画等から推計でも可)
- ・ 当センターから会員事業所へ直接送付(事業所の選定も当センターが実施)
- ・ 当センターから会員事業所へ直接送付(事業所の選定は業界団体が実施)

## イ) 業界団体の捕捉率

### (a) 調査項目

業界団体にはアウトサイダーが存在するため、上記の事業所へのアンケートによって、当該需要分野のどの程度の実排出量が捕捉されているのか(代表性があるのか)を確認する必要があります。したがって、会員企業における排出量の当該発生源品目(需要分野)に係る実排出量に対する捕捉率を調査します。調査項目及び回答例は表 11 のとおりです。

表 11 業界団体に対する会員企業の捕捉率に係る調査項目と回答例

項目	回答例
対応する発生源品目 (需要分野)	以下の二つに対応 <sup>注)</sup> 塗料(木工製品)、接着剤(木工)
会員が属する業種	家具・装備品製造業
捕捉率	約 85%
捕捉率の推計に使ったデータ	PRTR データ(H17)で以下の a と b の比率(=a/b) a: 会員企業の大気への排出量(kg/年)の合計 b: 同じ業種の事業者の大気への排出量(kg/年)の合計

## (b) 実施方法

業界団体ごとに表 11 のような内容を取りまとめ、当センターにご回答いただく形で実施したいと考えております。

((案1) 潜在排出量・実排出量調査票)

※ 回答お願いしたいのは、貴業界団体に関連する発生源品目のみに限定されます。

表 12 法令取扱分類別排出量の調査票(案1)

発生源品目	法令取扱分類	施設種類	施設規模	平成 12 年度 (参考)	平成 18 年度	
				潜在排出量 (t/年)	潜在排出量 (t/年)	実排出量 (t/年)
101 化学品	① 規制施設	化学製品の製造に 供する乾燥施設	送風能力 3,000m <sup>3</sup> /h 以上			
		② すそ切り以下 施設	化学製品の製造に 供する乾燥施設	送風能力 3,000m <sup>3</sup> /h 未満		
		③ 対象外施設	化学製品の製造に 供する施設で乾燥 施設以外 <sup>注1)</sup>	規定なし		
201 燃料 (蒸発ガス)	① 規制施設	貯蔵タンク <sup>注2)</sup>	貯蔵容量 1,000kL 以上(新設) 2,000kL 以上(既設)			
		② すそ切り以下 施設	貯蔵タンク <sup>注2)</sup>	貯蔵容量 1,000kL 未満(新設) 2,000kL 未満(既設)		
		③ 対象外施設	貯蔵タンク <sup>注2)</sup> 以外	規定なし		
311 塗料	① 規制施設	吹付塗装施設	排風能力 100,000m <sup>3</sup> /h 以上			
		乾燥施設 <sup>注3)</sup>	排風能力 10,000m <sup>3</sup> /h 以上			
	② すそ切り以下 施設	吹付塗装施設	排風能力 100,000m <sup>3</sup> /h 未満			
		乾燥施設 <sup>注3)</sup>	排風能力			

				10,000m <sup>3</sup> /h 未満			
		③ 対象外施設	吹付塗装施設、乾燥施設 <sup>注3)</sup> 以外	規定なし			
312	印刷インキ	① 規制施設	グラビア印刷の乾燥施設	送風能力 27,000m <sup>3</sup> /h 以上			
			オフセット輪転印刷の乾燥施設	送風能力 7,000m <sup>3</sup> /h 以上			
		② すそ切り以下施設	グラビア印刷の乾燥施設	送風能力 27,000m <sup>3</sup> /h 未満			
			オフセット輪転印刷の乾燥施設	送風能力 7,000m <sup>3</sup> /h 未満			
		③ 対象外施設	グラビア、オフセット印刷の乾燥施設以外	規定なし			
313	接着剤	① 規制施設	乾燥施設 <sup>注4)</sup>	送風能力 15,000m <sup>3</sup> /h 以上			
		② すそ切り以下施設	乾燥施設 <sup>注4)</sup>	送風能力 15,000m <sup>3</sup> /h 未満			
		③ 対象外施設	乾燥施設以外	規定なし			
314	粘着剤・剥離剤	① 規制施設	乾燥施設 <sup>注5)</sup>	送風能力 5,000m <sup>3</sup> /h 以上			
		② すそ切り以下施設	乾燥施設 <sup>注5)</sup>	送風能力 5,000m <sup>3</sup> /h 未満			
		③ 対象外施設	乾燥施設以外	規定なし			
315	ラミネート用接着剤	① 規制施設	乾燥施設 <sup>注5)</sup>	送風能力 5,000m <sup>3</sup> /h 以上			
		② すそ切り以下施設	乾燥施設 <sup>注5)</sup>	送風能力 5,000m <sup>3</sup> /h 未満			
		③ 対象外施設	乾燥施設以外	規定なし			
322	ゴム溶剤	① 規制施設	乾燥施設 <sup>注4)</sup>	送風能力 15,000m <sup>3</sup> /h 以上			
		② すそ切り以下	乾燥施設 <sup>注4)</sup>	送風能力			

		施設		15,000m <sup>3</sup> /h 未満			
		③ 対象外施設	乾燥施設以外	規定なし			
323	コンバーテ ィング溶剤	① 規制施設	乾燥施設 <sup>注4)</sup>	送風能力 15,000m <sup>3</sup> /h 以上			
		② すそ切り以下 施設	乾燥施設 <sup>注4)</sup>	送風能力 15,000m <sup>3</sup> /h 未満			
		③ 対象外施設	乾燥施設以外	規定なし			
324	コーティ ィング溶剤	① 規制施設	乾燥施設 <sup>注5)</sup>	送風能力 5,000m <sup>3</sup> /h 以上			
		② すそ切り以下 施設	乾燥施設 <sup>注5)</sup>	送風能力 5,000m <sup>3</sup> /h 未満			
		③ 対象外施設	乾燥施設以外	規定なし			
325	合成皮革 溶剤	① 規制施設	乾燥施設 <sup>注4)</sup>	送風能力 15,000m <sup>3</sup> /h 以上			
		② すそ切り以下 施設	乾燥施設 <sup>注4)</sup>	送風能力 15,000m <sup>3</sup> /h 未満			
		③ 対象外施設	乾燥施設以外	規定なし			
331	工業用 洗剤	① 規制施設	洗浄施設	液面面積 5m <sup>2</sup> 以上			
		② すそ切り以下 施設	洗浄施設	液面面積 5m <sup>2</sup> 未満			
333	塗膜剥離剤 (リムーバー)	③ 対象外施設	施設	規定なし			
		④ 屋外等	屋外等	規定なし			

注1: 塗装施設、印刷施設、洗浄施設、接着施設、貯蔵施設に該当する施設は除きます。

注2: ガソリン、原油、ナフサ、その他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える VOC の貯蔵タンクに限る。

注3: 「吹付塗装、電着塗装」に係る乾燥施設以外に限る。

注4: 「木材製品及び注5に挙げた製品」以外の製造における接着の用に供する乾燥施設に限る。

注5: 「印刷回路用積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シート又は剥離紙・剥離フィルム」の製造における接着の用に供する乾燥施設に限る。

((案2) 事業所向け潜在排出量・実排出量調査票)

個別の揮発性有機化合物排出施設の規模・使用・排出の方法

施設番号 (揮発性有機化合物排出施設の通し番号)			
揮発性有機化合物 排出施設の規模 (いずれかを記入)	貯蔵施設	容量	(kL)
	洗浄施設(乾燥と 一体型を含む)	揮発性有機化合物が 空気に接する面の面積	(m <sup>2</sup> )
	乾燥施設 上記以外の塗布施設 など	送風機または 排風機の送風能力	(m <sup>3</sup> /h)
排出施設の詳細 (上記で「乾燥施設」か「上記以外」の場合 選択式)			
使用	1日の平均使用時間		約 (時間/日)
	月間の平均使用日数		約 (日/月)
	排出ガス量		(Nm <sup>3</sup> /h)
	低 VOC 製品の使用の有無 (いずれかに○)		ある ・ ない
	使用している製品の VOC 含有率 (把握できている場合)		(vol%)
排出	排ガス処理装置の設置の有無 (いずれかに○)		ある ・ ない
	排ガス処理装置の処理率 (把握できている場合、カタログ値など)		(%)
	揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm(炭素換算)) (把握できている場合)	処理前	(ppmC)
		処理後	(ppmC)

【排出施設の詳細の選択肢】乾燥施設の場合には「下記の施設に係る乾燥施設」となる

ア	化学製品の製造施設	カ	オフセット印刷施設
イ	吹付塗装施設	キ	グラビア・オフセット以外の印刷施設
ウ	電着塗装施設	ク	印刷回路用積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、 粘着テープ・粘着シート又は剥離紙・剥離フィルムの 製造における接着施設
エ	吹付塗装、電着塗装以外の塗装施設	ケ	木材製品及び上記「ク」に挙げた製品以外の 製造に係る接着施設
オ	グラビア印刷施設	コ	木材製品の製造に係る接着施設

(別添 3 事業所向けの調査票の案; 業界団体ごとに修正を行う)

### 法令取扱分類別 VOC 排出量に係る調査票

会社名			
事業所名			
ご担当	部署名等		
	連絡先	電話:	ファックス:
		電子メール:	

注: 回答に不明点がある場合には、内容について照会させて頂く場合があります。

#### 設問① VOC 取扱の有無

貴事業所は何らかの VOC の取扱(製造・使用)がありますか。下記の選択肢の中から該当する項目を一つだけ選んで下さい(該当する項目の記号に”○”を付けて下さい; 以下同様)。

ア	VOC または VOC を含む製品(塗料、印刷インキ等)を製造または使用している	→設問②へ
イ	VOC はまったく使用していない。	→調査は終了です

#### 設問② 主な製造品と製造工程

貴事業所における主な製造品と製造工程を回答欄にご記入ください(任意回答)。

主な製造品	
主な製造工程	

#### 設問③ 事業所の常用雇用者数

平成 18 年 4 月 1 日現在の貴事業所及び全社の常用雇用者数を回答欄にご記入ください。

事業所の常用雇用者数	
全社の常用雇用者数	※上記と同じ場合には「同上」とご記入ください。

**※ 以下の設問④～⑧は施設ごとに「別紙」にご記入下さい。**

**※ ただし、まったく同一の施設(同じ使用・排出状況)が複数ある場合には、欄外に同一の施設をいただき、回答を省略していただいても結構です。**

#### 設問④ 施設番号

貴事業所内に設置されている VOC または VOC を含む製品を取扱う施設について、通し番号を付していただき、その番号をご記入ください。同一の施設(同じ使用・排出状況)が複数ある場合には“1～5”というようにまとめて頂いても結構です。

#### 設問⑤ 揮発性有機化合物排出施設の規模

該当する施設種類(貯蔵施設・洗浄施設・乾燥施設・上記以外)の欄に施設の規模をご記入下さい。

#### 設問⑥ 排出施設の詳細

設問④、⑤で回答した施設が、「乾燥施設」または「上記以外」に該当する場合には、調査票下の選択肢ア～コから適切な記号を選択し、ご記入下さい。当てはまる施設がない場合には、具体的な内容をご記入下さい。

#### 設問⑦ 施設の使用状況

施設の使用状況について使用時間、排出ガス量や低 VOC 製品の使用状況をご記入下さい。「使用している製品の VOC 含有率」について、使用時に希釈を行う場合には、使用時の VOC 含有率をご回答ください。また、VOC 含有率に変動がある場合には、使用量等で重み付けをした概算の平均値をご回答ください。

#### 設問⑧ 施設の排出抑制対策の状況

施設の排出抑制対策の状況についてご回答ください。

#### 設問⑨ その他

本調査結果の活用方法に係るご希望やご質問など、特記事項がございましたら、下記の回答欄にご記入下さい。

--

#### 設問⑩ 調査結果の送付希望の有無

本調査の結果をお知りになりたい事業所には、全事業所の回答を集計した結果を後日お送りしますので、ご希望の有無を下記にご記入下さい。

ア	調査結果の送付を希望する。
イ	調査結果の送付を希望しない。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

(別紙)

個別の揮発性有機化合物排出施設の規模・使用・排出の方法

施設番号 (揮発性有機化合物排出施設の通し番号)			
揮発性有機化合物 排出施設の規模 (いずれかを記入)	貯蔵施設	容量	(kL)
	洗浄施設(乾燥と 一体型を含む)	揮発性有機化合物が 空気に接する面の面積	(m <sup>2</sup> )
	乾燥施設 上記以外の塗布施設 など	送風機または 排風機の送風能力	(m <sup>3</sup> /h)
排出施設の詳細 (上記で「乾燥施設」か「上記以外」の場合 選択式)			
使用	1日の平均使用時間		約 (時間/日)
	月間の平均使用日数		約 (日/月)
	排出ガス量		(Nm <sup>3</sup> /h)
	低 VOC 製品の使用の有無 (いずれかに○)		ある ・ ない
	使用している製品の VOC 含有率 (把握できている場合)		(vol%)
排出	排ガス処理装置の設置の有無 (いずれかに○)		ある ・ ない
	排ガス処理装置の処理率 (把握できている場合、カタログ値など)		(%)
	揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm(炭素換算)) (把握できている場合)	処理前	(ppmC)
		処理後	(ppmC)

←

【排出施設の詳細の選択肢】乾燥施設の場合には「下記の施設に係る乾燥施設」となる

ア	化学製品の製造施設	カ	オフセット印刷施設
イ	吹付塗装施設	キ	グラビア・オフセット以外の印刷施設
ウ	電着塗装施設	ク	印刷回路用積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、 粘着テープ・粘着シート又は剥離紙・剥離フィルムの 製造における接着施設
エ	吹付塗装、電着塗装以外の塗装施設	ケ	木材製品及び上記「ク」に挙げた製品以外の 製造に係る接着施設
オ	グラビア印刷施設	コ	木材製品の製造に係る接着施設